

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成28年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 業務概要

(1) 業務名

業界間連携による自動車・食関連機械分野の製品開発モデル事業委託業務

(2) 業務内容

業界間連携による製品開発を促進するため、業務を推進するコーディネーターを配置し、業界団体ネットワークの構築に向けた環境づくりを行う会議等を開催するとともに、次年度以降、製品開発を進めるために必要なニーズ調査等を実施する。

なお、本事業は「戦略産業雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、関係の要領等を踏まえ実施するものとする。

①業界団体の連携強化に向けた環境づくり

業界団体ネットワークの構築に向けた環境づくりのため、食関連産業やものづくり産業に関わる各種業界団体を参集し、業界間の連携強化や、業界相互のニーズ把握等を目的とした、会議等を開催する。

ア) コーディネーターの配置（1名）

業界間の連携体制の強化や、下記②製品の共同開発プロジェクトの検討の推進役となるコーディネーターを配置する。

イ) 会議・セミナー・企業見学等の開催

業界間ネットワークの構築に向けた機運醸成や業界相互の理解促進を図るため、各業界団体の取組紹介など、相互の理解促進や連携強化に向けた方策の検討等を行う会議や製品の共同開発事例を発表するセミナーや各業界相互の企業見学会等を開催する。

②製品の共同開発プロジェクトの検討

業界間連携による製品開発を促進する自動車・食関連機械分野の共同開発モデルの構築のため、次年度以降、具体的に製品開発を進めるために必要なニーズ調査等を実施する。

ア) ニーズ調査

自動車・食関連産業におけるニーズ調査を実施する。

イ) プロジェクトの検討(5件程度)

業界間連携による製品開発のモデルとなりうる開発プロジェクトを選定し、開発を進める企業等によるプロジェクトチームを設置する。

③事業報告書の提出

事業終了後、次のものを提出する。

①～②までの実施結果を取りまとめた報告書（紙媒体1部、電子媒体1式）

(3) 履行期限

平成29年3月17日（金）

2 参加資格及び選定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

① 複数企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

② コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本店又は事業所を有する法人、若しくは道内に住所を有する個人であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 道税を滞納している者でないこと。

ク コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

(2) プロポーザルの選定基準

- ① 業務遂行能力全般
- ② 企画提案内容

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業グループ（担当：宮形）

電話番号 011-204-5323

ファクシミリ 011-232-2139

メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

(2) プロポーザル説明書の交付方法

① ホームページからのダウンロード

ア 交付期間 平成28年6月6日（月）から6月13日（月）まで

イ ホームページのURL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index.htm>

② 直接交付

ア 交付期間 平成28年6月6日（月）から6月13日（月）まで

（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限及び提出場所

① 提出期限 平成28年6月13日（月）17時（必着）

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによること）。

(4) 企画提案書の提出期限及び提出場所

① 提出期限 平成28年6月21日（火）17時（必着）

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによること）。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(4) その他

① 企画提案書に関するヒアリングを実施する。

② 詳細は、企画提案指示書による。